

多古町にお住まいの農業者のみなさまへ

農業生産資材高騰対策支援給付金 のご案内

農業生産資材費の高騰によりコスト負担が増大している農業者の経済的負担を軽減するために、給付金の支給を行います。

この給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

給付の対象となる農業者

○町内に住所を有する個人事業主又は主たる事業所を有する法人

※主な要件は裏面を参照ください。

給付金額

○令和7年分の種苗費、農薬衛生費、諸材料費及び動力光熱費のそれぞれの額から令和3年分のみなし対象経費を減じた額に2分の1を乗じた額の合計金額

最大 **5万円** 支援します！
※詳細の算定方法は裏面参照

申請期間

令和8年 **4月24日** (金) ~ 令和8年 **12月25日** (金) まで

申請方法

- ①窓口での申請
- ②スマホによる電子申請

電子申請フォーム
はこちらから→



【お問合せ先】多古町役場 2階 産業経済課 農業振興係
〒289-2292 多古町多古584番地
☎0479-76-5404

裏面あり



主な要件

- 申請日時点において町内で営農しており、引き続き町内で営農する意思を有している方
- 令和7年分税申告(法人にあっては、給付金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告)をした方のうち農業収入があり、かつ、**農産物販売額が50万円以上である農業を主たる事業としている方**
- 営農類型が水田、畑、野菜、果樹又は花きである方
- 町税等を滞納していない方
- 多古町暴力団排除条例(平成24年多古町条例第4号)第2条の各号に規定する暴力団又は暴力団員等でない方

申請額の算定方法

令和7年申告分

価格高騰率

令和3年
みなし申告分

種苗費

÷

1.12

=

種苗費

農薬衛生費

÷

1.16

=

農薬衛生費

諸材料費

÷

1.19

=

諸材料費

動力光熱費

÷

1.20

=

動力光熱費

種苗費

—

種苗費

÷

2

=

農薬衛生費

—

農薬衛生費

÷

2

=

諸材料費

—

諸材料費

÷

2

=

動力光熱費

—

動力光熱費

÷

2

=

合計
申請額
(千円未満切捨)

申請に必要な書類

- 本人確認書類（法人にあっては、町内の所在することを証明する書類）
- 事業収入を証する書類（申告書の写し〔確定申告又は町民税申告〕）
- 令和7年分収支内訳書又は所得税青色申告決算書（※令和3年分は不要です）
（法人にあっては直近の決算書等）
- 預金通帳の写し等振込口座を確認できる書類